

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 牛の肝てつ検査等

告 示

鳥取県告示第二百二十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内、分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
五 検査、注射及び駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与
別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月二十二日	倉吉市小鴨	小鴨家畜検診場
二十四日	東伯郡東郷町東郷、花見	東郷、花見
二十五日	〃 関金町南谷、矢送	南谷、矢送
二十六日	倉吉市上小鴨、小鴨、北谷	上小鴨、小鴨、北谷
二十七日	〃 社	社
〃	東伯郡北条町下北条	下北条